

平成 24 年度 第 4 回 石狩市環境審議会 議事録

- 日 時 平成 25 年 1 月 30 日（水） 9 時 25 分～
- 場 所 石狩市役所 5 階 第 1 委員会室
- 案 件
 - ・ 石狩市海浜植物保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について（継続審議）
 - ・ 石狩市環境白書 ' 1 2 （報告事項）

○ 出席者

石狩市環境審議会

会 長	近 藤 哲 也	委 員	酒 井 敏 一
副会長	乗木 新一郎	〃	二社谷 康治
委 員	荒 関 潤 一	〃	長 谷 部 清
〃	小野寺 一登	〃	山 口 昌 子
〃	工 藤 昇		

事務局

環 境 課 長	藤 岡 修 一	環境担当主査	佐々木 幸治
環境担当主事	藤 彰 矩		

関係説明員

石狩市海浜植物保護センター担当係長	内 藤 華 子
-------------------	---------

- 傍聴者数 0 名

○ 議事内容

事務局（藤岡）

本日は、大変お忙しい中、石狩市環境審議会に、ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

継続案件が 1 件、報告案件が 1 件ございますので、宜しく願い致します。

なお、本日、愛澤委員、藤井委員から所用により、欠席の申し出がございましたので、ご報告いたします。

それでは、この後の議事進行は、会長にお願い致します。

近藤会長

それでは、平成 24 年度 第 4 回 環境審議会を開催いたします。

本日の議題は、

- ・継続審議として、「石狩市海浜植物等保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について」
- ・報告事項として、「石狩市環境白書 ’ 1 2」です。

資料については、事前に送付されておりますが、再度ご確認ください。

それでは、事務局から諮問案件である、「石狩市海浜植物等保護条例に基づく弁天・親船地区の指定について」の説明をお願いいたします。

事務局（藤岡）

それでは、前回、諮問し、継続協議となっている「石狩市海浜植物等保護条例に基づく、弁天・親船地区の指定について」のご説明をさせていただきます。

まず、資料－１の「別図」をご覧くださいと思います。

前回も、ご説明させて頂いているとおり。石狩浜海水浴場「あそびーち石狩」の両サイドの、網掛けとなっている、弁天町及び、親船町地先の海浜地を、新たに保護地区に指定するものです。

次に、１ページの「条例改正（案）の新旧対照表」をご覧ください。

左側が改正前の条例、右側が改正後の条例案で、アンダーラインが改正箇所を示しております。今回、弁天地区、親船地区を、新たに保護地区として指定するに当たり、第 2 条 1 号に示すとおり、従前の、「海浜植物等保護地区」の定義の中に、生態系保護地区と、自然ふれあい地区の二つの規制区域・区分を設けるものです。

- ・「生態系保護地区」は、海浜植物等の生態系を保護する区域とし、
- ・「自然ふれあい地区」は、自然と触れ合いながら海浜植物等を保護する区域としています。

新たに指定する「自然ふれあい地区」の規制内容について、前回の審議会で、「個人による軽微な植物採取は除く」との条文にしたいと、ご説明したところ、委員の皆さまから、「除く」との表現は、「採取しても問題ない」、「軽微な採取は良い」との誤解を招き兼ねない表現であり、やはり、「立木の伐採や植物の採取」は規制した方が良いのではないかと、とのご意見等が出されました。

しかしながら、「自然ふれあい地区」については、車両の乗入れを規制するのが主な目的であることと、市内の小中学校の環境学習や環境教育の場として利用しているなどの利用状況、また、今後、保護区域を三線浜の方まで段階的に拡大して行きたいと考えておりますことから、植栽の採集を一切禁止するのではなく、自然と触れ合いながら、景観及び植生を保護していきたいと考えております。

２ページの 第 4 条 第 2 項 を新たに設け、(2) と (3) に示すとおり、禁止行為として、「立木の伐採」と「植生の維持に影響を及ぼす植物採取」とし、誤解を招かない、規制の条文にしたいと考えております。

また、12 月から 1 月 4 日まで、「パブリックコメント」を実施しておりましたが、市民意見

はございませんでした。

なお、市民意見ではございませんが、市内乗馬クラブから、「砂浜や波打ち際を乗馬コースに使っているが、保護地区になった場合、利用出来なくなるのか？」との問合せがありました。が、今回、指定する場所は、砂浜を除く「植生地」を保護区域に指定するもので、乗馬には影響しない事を伝えてあります。

今後のスケジュールについてでございますが、本日の審議会で「答申」を頂いた上で、3月の定例市議会に「石狩市海浜植物等保護条例」の一部改正提案を行うと伴に、一般公共海岸区域、及び、港湾隣接区域の管理者へ、占用申請を行い、4月～6月末まで、告示・周知を行った上で、7月から「保護地区」として施行を行う予定となっております。

以上、ご説明させて頂きましたが、ご審議のほど宜しくお願い致します。

近藤会長

ご説明ありがとうございます。

一つだけ確認してもよろしいでしょうか。市内の乗馬クラブの方が利用されているのはここと言う生態系保護地区でしょうか、それとも、ふれあい地区でしょうか

事務局（藤岡）

両方の地区にまたがって利用しています。

近藤会長

それでは、委員の方から何かご質問はございませんでしょうか。

前回は振り返りますと、採取してもよいという表現があり、それは誤解を招きやすいのではということで、表現を工夫することで前回終わり、今回のように変更案が出てきましたがいかがでしょうか。

酒井委員

この地域には結構大きなススキがあり、これらを地元の人達が雪囲いなどに使っていますが、それはいいのでしょうか。

事務局（藤岡）

植生を破壊するような行為ではないので問題ないと解釈しています。

近藤会長

この度自然ふれあい地区として、子供たちが遊んだり、レクリエーションで使う場として許可していますが、あまりにも利用マナーが悪くなってきましたら、自然ふれあい地区から生態系保護地区への変更も可能でございますので、当面この形で走っていただいて、様子を見る形でこの地区の自然を守っていけると思います。

事務局（藤岡）

今、会長がおっしゃったように当面この規制で執行していきたいと思っており、例えば過度な植物採取等により、植生が破壊される恐れがある場合には、生態系保護地区への格上げもできますので、今後の状況を見ながら判断していきたいと思います。

近藤会長

他にご意見ありませんでしょうか。それではこの案で妥当であるということで答申とさせていただきます。答申文面については、事務局と調整の上、会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

<全員 了承>

近藤会長

それでは次に、報告事項、石狩市環境白書 ’ 1 2 についてご説明願います。

事務局（藤岡）

それでは、資料－ 2 の石狩市環境白書 1 2（平成 24 年度版）について、ご説明いたします。

この白書は、24 年度版となっておりますが、23 年度末の実績、及びデーターを記載しております事を、最初にご報告いたします。

それでは、記載内容に移りますが、限られた時間内での説明となりますので、ポイントのみに絞ってご説明させていただきます。

1 ページから 6 ページまでの、第 1 章 市勢に関する、「石狩市の概要」、「人口」、「土地利用状況」、「都市計画の概況」、「道路の推移」、「自動車登録台数の推移」、「産業人口の推移」、「気象の概況」については、記載のとおりであり、説明は割愛させていただきます。

7 ページからの第 2 章 「石狩市の環境行政」についてであります。平成 12 年 10 月に、「石狩市環境基本条例」を策定し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から、環境対策に取り組む事を明記しており、基本理念は、下記の枠内に記載しているとおりです。環境基本条例の条文は、87 ページの参考資料に記載しています。

8 ページの「石狩市環境基本計画」は、環境基本条例に基づく基本理念等を具体化するため、国の関係法令、北海道の環境基本条例、基本計画と整合性を取りながら、平成 13 年に策定いたしました。その後、10 年が経過し、その間、市村合併や環境を取り巻く状況が変化したことから、既存の環境基本計画を改定し、平成 23 年 3 月に「第 2 次石狩市環境基本計画」として、スタートしています。

9 ページの、第 2 次環境基本計画のめざす全体像は、「みんなでつくる水と緑につつまれたまち石狩」であり、環境目標と施策の基本方針を、下記の体系図に示しており、今回の環境白書については、この体系図を基に構成しています。

10 ページからは、環境審議会、低公害車の導入や環境マネジメントシステムの推進など、

市で取り組んでいる施策について記載しています。

12 ページの第 3 章からの、「【安全・安心】健康で快適な暮らしの実現」として、下記表の通りの「基本方針」と「取組の柱」を掲げています。

まず、大気環境についてですが、大気汚染防止法に基づく届出状況は、13 ページの表 3-1 に記載のとおりです。

監視体制については、北海道が樽川に測定局を設け、表 3-2 に示す項目を、通年監視しております。

まず、「二酸化窒素」の平成 23 年度の測定結果は、図 3-2 のとおり、毎年、冬期間が高い傾向にあります。暖房機器等の影響と考えています。

平成 14 年度からの経年変化は、図 3-3 のとおり、ほぼ横ばいの状況です。

16 ページの「浮遊物質」の月経変化は、秋から冬にかけて高くなっています。

なお、3 月については測定機器の故障により測定されていません。

平成 14 年度からの経年変化については、平成 20 年度より、横ばいから下降傾向となっています。

17 ページの「光化学オキシダント」の平成 23 年度の測定結果は、図 3-6 のとおり、3 月～6 月頃まで高くなる傾向がありますが、これは気象条件や成層圏のオゾン沈降による影響が原因ではないかと考えております。

平成 14 年度からの経年変化は、若干上昇気みとなっている他、環境基準を超過した日が 9 日ありました。

18 ページの「悪臭」についてですが、市内には、道条例に基づく届出施設が 8 ヶ所、市条例に基づく届出施設が 8 ヶ所あります。

また、市の「環境保全に関する協定」を締結している施設の内、平成 23 年度は、2 ヶ所の立入調査を実施し、調査結果は表 3-4 のとおり、基準値をクリアしています。

21 ページからの「水質」についてですが、水質汚濁防止法に基づく環境基準が定められており、表 3-5 に示すとおり、市内の海域は A 類型～C 類型、河川は B 類型となっており、基準値が若干異なっています。

22 ページには、水質汚濁防止法に基づく届出状況を、表 3-6 に記載しており、石狩市内では、137 施設の届出がなされております。

河川及び海域の水質調査は、図 3-9-①、及び次ページに示す中小河川において、国、北海道、石狩市がそれぞれ行っております。

24 ページの「石狩川」の石狩河口橋での BOD の経年変化は、図 3-10 に示すとおり、ほぼ横ばいの状況です。平成 23 年度のそれぞれの調査地点の BOD は、図 3-11 に示すとおり、下流側で低い傾向にありますが、全ての地点で環境基準を達成しています。

25 ページの「茨戸川」は、閉鎖性水域のため、下水処理場の放流水や都市河川の影響を強く受けています。

各調査地点での BOD の経年変化は、図 3-12 に示すとおり、環境基準を超える値で推移しています。また、平成 23 年度の BOD は、図 3-13 に示すとおり、ST-6 地点は若干低い値

ですが、全ての地点において環境基準を超過しています。

茨戸川については、国・道・札幌市・石狩市等で構成する「茨戸川環境保全対策連絡協議会」において、「環境保全総合計画」を策定し、水質浄化対策を行っており、今後も継続的な水質改善に努めていきます。なお、一昨日の新聞に、茨戸川の水質改善対策として、豊平川から導水管を敷設し、伏籠川、丘珠川を経由し導水する工事が平成 25 年度中に完成し、完成後、3～10 年後には水質が改善される見込みとの記事が出ていましたことを報告します。

26 ページの「中小河川」の水質調査については、石狩放水路、樽川（花川橋）、発寒川（紅葉橋）、厚田川（厚田橋）、浜益川（浜益橋）で行っており、BOD については、石狩放水路を除く 4 地点で環境目標値をクリアしています。

COD については、基準値はありませんが、石狩放水路、花川橋、紅葉橋の 3 地点で高い結果となっています。

27 ページの「海域」の COD 調査結果については、図 3-7 に示すとおり、港外は、環境基準を若干超過していますが、港内及び掘込みにについては、環境基準をクリアしています。

COD の経年変化は、図 3-15 に示すとおり、近年、上昇傾向にあり、今後は、北海道など関係機関と協力し監視を続けて行きます。

28 ページの「有害物質等」については、石狩川、茨戸川の底質、石狩川、茨戸川、石狩海域の水質調査を実施しており、底質については環境基準を設けておりませんが、茨戸川で、COD・鉛・ヒ素・全窒素・全リンが、他の水域に比べ全般的に高い数値となっています。

なお、水質については、全ての水域で、環境基準をクリアしています。

30 ページの上下水道については、割愛させていただきます。

32 ページからの、「騒音・振動」についてですが、平成 23 年度末時点での、騒音規制法に基づく施設の届出状況については、表 3-12 に記載のとおり、騒音規制法によるものが 21 件、道の公害防止条例によるものが 756 件、市の公害防止条例によるものが 1,024 件の合計 1,801 件となっています。また、平成 23 年度の特設建設作業による届出件数は、法に基づく騒音規制区域内が 11 件、規制区域外が 4 件の合計 15 件の届出がありました。

「自動車騒音」については、市内の主要路線 4 ヶ所の内、毎年 1 箇所を抽出し調査しており、平成 23 年度は、図 3-17 に示す、道々石狩手稲線の調査を実施しました。調査結果については、34 ページ、表 3-14 に示すとおり、道路に面した 50m 区間において、昼間・夜間とも環境基準を達成しています。

35 ページからの「振動」についてであります。平成 23 年度末時点での、振動規制法に基づく施設の届出状況については、表 3-15 に記載のとおり、振動規制法によるものが 6 件、道条例によるものが 412 件の合計 418 件となっています。また、平成 23 年度の特設建設作業による届出件数は、法に基づく振動規制区域内が 8 件、規制区域外が 4 件の合計 12 件の届出がありました。

平成 23 年度は、騒音・振動共に苦情等はありませんでしたが、騒音・振動に関する問題が起きないように監視・指導して参ります。

39 ページからの「化学物質・地下水・地盤沈下」の、まず、「化学物質」の内、「ダイオキ

シン類」については、大気は新港地区と花川地区の 2 ヶ所で、水質は石狩川の河口橋下流と茨戸川の 2 ヶ所で行っており、平成 23 年度の調査結果については、表 3-18 に示すとおり、全ての調査箇所において、基準値以下でした。

40 ページの「ゴルフ場使用農薬」についてですが、市では、市内 7 ヶ所のゴルフ場の排水に含まれる農薬等の調査を実施しており、調査結果は、表 3-19 に示すとおり、全てのゴルフ場において、環境省の指針値をクリアしています。

41 ページの「地下水」の調査は、表 3-20 に示すとおり、北海道が 5 ヶ所、市が 2 ヶ所の調査を実施しています。調査結果は、全ての井戸で環境基準をクリアしています。

なお、市では環境基準を超過した井戸については、3 年間、超過項目の継続調査を行うことにしております。

42 ページの「地盤沈下」についてですが、市では、新港地域の企業に過度な地下水のくみ上げをしないように指導しています。これまで、市域において地盤沈下等の被害は発生していません。

43 ページからの「公園・緑地」については、記載のとおり状況となっており、説明は割愛させていただきます。

46 ページの、「飼養動物」についてですが、図 3-19 に示すよう、平成 23 年度の畜犬登録数は 4,332 頭、狂犬病予防注射数は 2,635 頭で、予防注射率は 60.8%と、減少傾向にあり、市といたしましては、登録数及び予防注射接種率の向上を図るよう、指導して参ります。

また、平成 19 年度からの野犬捕獲犬数については、図 3-20 に示すとおり、近年、減少傾向にありますが、引き続き、飼い主のマナーの向上を目指し、啓蒙・啓発活動を進めて参ります。

次に、47 ページの「第 4 章 【共生】豊かな自然との共生」についてですが、「基本方針」、「取組みの柱」は、枠内に記載のとおりで、市では、これまで自然と調和した利活用と、自然環境の保全を図ってまいりました。法令・条例等で指定する、「自然保護地区の状況」については、石狩川河口部や、右岸地区、海岸草原・海岸林、花川・生振地区の防風林、などがあり、表 4-1 に、一覧表として、図 4-2 に保護地区等の位置を記載しておりますが、ここでは詳しくご説明致しませんので、後ほどご覧いただきたいと思います。

53 ページの「希少動植物」についてですが、表 4-2 には、市内及び新港地区の小樽市域で確認されている、動物及び植物の種数を記載しており、その内、北海道指定のレッドリスト、と、環境省指定のレッドリストの種数を記載しています。

54 ページの「野生動物」についてですが、ヒグマは平成 23 年の 4 月・9 月・11 月に、浜益区で相次いで出没情報が寄せられたため、各関係方面に連絡し、注意喚起や、箱ワナの設置など、対策を講じました。また、特定外来生物のアライグマ対策は、市の農林水産課が中心となり、捕獲・防除行っており、平成 19 年度からの、箱ワナ設置数と、捕獲数については、図 4-3 に記載のとおりで、平成 23 年度は 131 頭の捕獲となっています。

「森林」の面積等については、表 4-3 のとおりです。

次に、56 ページの「海浜」についてですが、「石狩浜海浜植物保護センター」は、市民と協働で、海浜地の保全活動に取り組む拠点として、平成 12 年にオープンしており、平成 23 年度の

来館者数は約 8,900 名でした。

保護センターでの行事、及び、環境保全活動については、表 4-4、4-5 に記載のとおりです。また、海浜植物等保護地区として、従前の河口地区に加え、聚富地区を平成 24 年 3 月に新たに指定し、監視員を配置し、車の乗り入れや、植物の採取が無いよう監視すると共に、自然状況や利用状況の把握を致しました。

海水浴場両サイドの海浜地の保護については、前段の案件のとおり、新たに保護区に指定いたしますが、次ページの図 4-3 に記載している、札幌建設管理部が管理している（B）地区までの保護については、海岸管理者である札幌建設管理部や、新港管理組合など、関係機関で組織する「石狩浜環境保全連絡会議」において、車の乗り入れ禁止など、法的な規制を検討してきましたが、「法的な規制は難しい」との事から、海岸管理者側で、防止柵の補強など対策が講じられ、一定の効果や植生の回復が確認された段階で、占用申請し段階的に保護地区として拡大していくことで、合意されています。

「記念保護樹木の保全」についてですが、良好な状態で保存するため、毎年、記念樹木の内、いずれかの診断を行っており、平成 23 年度は、「イチョウの二本木」の樹木診断と枝葉の剪定を行っています。

「環境美化の取組み」として、不法投棄の防止対策として、ごみ対策課が主体となり、監視パトロールや監視カメラ、ノボリの設置を行うなど監視を強化しています。

平成 23 年度の不法投棄の発見件数は、図 4-4 に示すとおり 182 件となっており、高い数字となりました。これは、緊急雇用の一環で、監視パトロール員を配置し、毎日パトロールを実施したことによるものと考えています。

「ボランティア清掃」は、市民団体や学生などにより、清掃活動が行われ、平成 23 年度は 26 件、延べ 3,359 人のボランティアの協力により実施され、10.7 t のゴミ回収を行いました。今後もボランティアの協力を得ながら、ゴミのない街を目指します。

次に、60 ページからの「第 5 章 【協働】環境行動の輪が広がるまちづくり」についてですが、「基本方針」、「取組みの柱」は、枠内に記載のとおり、市では、水辺や緑と都市環境が調和したまちづくり、と、担い手の育成とネットワークづくりを図っており、自然観察会の開催や、環境月間事業として「環境パネル展」や「環境ポスター」、「キャンドルナイト」など開催している他、「環境市民会議」、「省エネナビモニターの貸出」、「環境家計ノート」、「子供エコクラブ」、「いしかり・ごみへらし隊」、「エコなびステーション」の開催など、環境保全や、ごみ問題、環境学習など、環境事業の普及・啓発、発信に努めています。

次に、64 ページからの、「第 6 章 【循環】循環型社会の形成」については、第 2 回の当審議会において、既に、ごみ対策課から、一般廃棄物のごみ処理実績の説明がなされていることから、説明は割愛させていただきます。

次に、73 ページの「第 7 章 【持続】持続可能な社会の構築」についてですが、「基本方針」、「取組みの柱」は、枠内に記載のとおり、温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策の推進と、地球環境保全を目指す事としております。

1. の地球環境問題に関しては、「地球温暖化」「森林の減少」「オゾン層破壊」など、地球

規模のグローバルな課題を記載しております。

75 ページからの、「石狩市 地域省エネルギービジョン」についてですが、市では、新港地域の産業活動、暖房時の化石燃料の使用、自家用車に依存した交通環境等、地域特有のエネルギー使用形態があり、これら市域全体の省エネルギー施策が必要不可欠であることから、平成 14 年度に、平成 24 年度を目標年次とする「省エネルギー推進マスタープラン（省エネルギービジョン）」を策定し、自発的な省エネルギー行動が可能となる環境づくりを目指しました。

具体的な行動については、77 ページに記載しているとおり、電気使用量がリアルタイムで把握できる「省エネナビモニター」を市本庁舎や図書館等に設置している他、各家庭への貸出を行っています。また、家庭での省エネを実践するため、市民に環境家計ノートの配布も行っています。

その他、環境パネル展、環境ポスターの募集・展示、庁舎内の環境マネジメントシステムの展開、グリーン購入、ノーマイカーの取組み等を行っています。また、エコドライブを推進するため、アイドリングストップに協力頂ける、市内の企業・商店との協働で実践しています。

77 ページからの地球温暖化対策推進計画は、平成 16 年に策定し、市・事業者・市民が連携し、地球温暖化対策に取り組むことにより、我が国の「温室効果ガス排出目標」の達成に、寄与するもので、地域計画の削減目標は、78 ページに記載のとおり、平成 22 年度の間年では、平成 13 年度の基準年に対し 6 %削減、目標最終年の平成 32 年度までに 10 %削減することとしています。

また、市役所の事務・事業に関する実行計画については、平成 23 年度に改定を行っており、第 2 期計画がスタートしており、平成 27 年度までに、平成 22 年度と比べ、5 %削減することを目指して掲げております。

推進計画の体系図は、図 7－3 に示すとおりです。

市では、目標達成に向け、平成 23 年 1 月から市役所庁舎に「太陽光発電システム」を導入しました。平成 23 年度の月別の発電量は、図 7－4 に示すとおりです。また、一般住宅にも発電システムの普及を目的に、設置費の助成を、平成 21 年度から行っており、交付実績については、表 7－1 に示すとおりです。

地域計画、及び実行計画の進行管理につてですが、まず、地域計画については、表 7－2 に示すとおり、基準年の平成 13 年度と比較し、二酸化炭素排出量は、20.5%の増加となっています。

市役所の事務・事業に関する実行計画は、表 7－3 に示すとおり、基準年の平成 22 年度と比較し 7.8%の削減となっています。

次に、82 ページからの「石狩市 地域 新エネルギービジョン」についてですが、表 7－4 に示すとおり、各エネルギー分野での、2010 年度の導入量と、2020 年度の導入目標を、また、84 ページ、及び 85 ページには、新エネルギー導入プロジェクトの「構想」と、導入した場合の二酸化炭素削減量の「予想量」をそれぞれ記載しています。

環境白書の「報告」は以上です。

近藤会長

これにつきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

工藤委員

21 ページの表 3－5 の DO の基準値は全て「以上」ではないでしょうか。

事務局（藤岡）

修正いたします。

乗木委員

42 ページ、地盤沈下についてですが、「市域において地盤沈下による被害は発生しておりません。」とありますが、どこか基準点を設けているのですか。

事務局（藤岡）

土木工事などではベンチマークを設けて、調査を行っている事例はありますが、環境課が基準点を設けて地盤沈下の調査を行っている訳ではございません。ただ、地盤沈下の被害が発生したなどの報告は受けていないということです。

近藤会長

78 ページの所の削減目標についてですが、二酸化炭素だと思いますが、温室効果ガスの中の二酸化炭素の削減に努めるといった内容を加えておいてください。

54 ページの図 4－3 の y 軸のタイトルを入れておいてください。

27 ページの表 3－7 の判定というのは、内容を見れば分かりますが、評価とした方が分かりやすいのではないのでしょうか。

事務局（藤岡）

ご指摘のありましたところは修正いたします。

近藤会長

56 ページの海浜植物保護センターの来館者数が 8900 名とありますが、開館当初と比べて増えているのですか？

事務局（内藤）

緩やかに増えています。また、この経年推移は、毎年、海浜植物保護センター活動報告の中に掲載させて頂いており、HP 上でご覧になることができます。

近藤会長

海浜植物保護センターの内容の次に、環境美化の取り組みとありますが、この内容は海浜の内容もありますが、ごみ関係も入っていますので、後ろの 6 章に持って行っても良いのではないのでしょうか。今年度版でなくてもよろしいですが、発行までに時間があるようでしたら、構成等の修正を少しずつ行ってください。

事務局（藤岡）

今回の環境白書は、第 2 次環境基本計画に沿って構成しておりますので、ご指摘のあった所も含めて、発行までには構成も含め修正いたします。

荒関委員

54 ページの野生動物に関して、厚田浜益はシカの被害がひどく、石狩市にも、農業団体、漁業団体、市が事務局となっている鳥獣対策協議会というのがあり、その中でも防除実施計画というのを掲げていたと思いますので、その内容を記載していただけると、市民の方が白書を見た時に、市が行っている取り組みが分かりやすいと思います。

事務局（藤岡）

担当課と協議しまして、今後掲載する方向で検討していきたいと思います。

近藤会長

他にございませんでしょうか。では、次に、次第にその他とありますが、事務局の方から何かございませんでしょうか。

事務局（藤岡）

今回の審議会で今年度の開催は最後となり、来年度、委員の改選がありますので、また新たにお願いすることになるかと思いますが、その折にはよろしくお願いします。

近藤会長

以上を持ちまして、第 4 回環境審議会を終了したいと思います。